

2006. 8. 31

福井県民生協の概況報告

－ 厚労省 生協制度見直し検討会資料 －

報告者 福井県民生活協同組合
 理事長 藤川 武夫

I. 福井県民生協概要

別添資料 I 「社会活動レポート2006」参照

1. 歩み

- 1971年 福井労済生協物資部として誕生 共同購入^{※1}運動スタート
- 1977年 9月16日創立総会
- 1978年 4月福井県より認可 共同購入事業スタート
- 1991年 共済事業スタート
- 1996年 店舗事業スタート
- 2000年 高齢者介護保険事業スタート
- 2004年 子育て支援事業スタート
- 2006年 創立28年

2. 当生協の活動基盤としての福井県の特徴

- 1) 人口減少、少子高齢化進行県
- 2) 長寿県 (全国2位 男女共)
- 3) 女性就業率 (全国1位) 共働き世帯比率 (全国2位)
- 4) 一世帯平均人員 (全国2位)
- 5) 持ち家比率 (全国5位)
- 6) 家計貯蓄現在高 (全国1位)

3. 05年度活動概要(06年3月末現在)

1) 組織概要 ー 県民加入率55%を目指してー

県民総世帯の42.8%の皆様に組合員の輪が広がりました。

	県民世帯数	組合員数	県民加入率
福井県全体	270, 027世帯	115, 503人	42. 8%

組合員の県内(17市町)分布

県民加入率	市町名	自治体数
50%以上	鯖江市(65. 3%)・敦賀市(59. 1%)・美浜町(51. 7%)	3
40%以上	坂井市・福井市・越前町・若狭町	4
30%以上	あわら市・越前市・小浜市・永平寺町・池田町・南越前町・おおい町	7
20%以上	大野市・勝山市・高浜町	3

2) 事業概要 ー事業を通じて食と福祉と助け合いの暮らしにお役立ちー

項目	結果	前年比	構成比	事業所数	年間延べ利用人数
組合員数	115,503人	107.3%	100.0%		
無店舗事業 ^{※2}	77,616人	103.1%	67.2%		
店舗事業	37,888人	117.1%	32.8%		
出資金	63億9975万円	105.7%	—	—	
総事業高	183億9326万円	105.4%	100.0%	16	4,712,660人
無店舗事業	124億3288万円	103.3%	67.6%	7	2,240,970人
店舗事業	53億8831万円	109.5%	29.3%	4	2,348,196人
共済事業	3億6513万円	106.7%	2.0%	—	61,193人
福祉事業	1億9496万円	124.0%	1.0%	4	39,520人
子育て支援事業	1196万円	26006%	0.1%	5	22,781人
経常剰余金 ^{※3}	4億436万円	91.8%	—	—	

3) 運営概要 ー生協事業・活動の全てのベースに4つの参加参画をー

①組合員に開かれた生協

	述べ人数	前年比
事業(利用)参加	4,712,660人	109.5%
活動参加	23,523人	126.8%
運営参画	4,699人	90.3%
経営(増資)参加	57,167人	104.5%

※ブロック総代会議^{※4}年3回→2回に見直し
 ※積立増資登録^{※5}人数

②地域に開かれた理事会

地域選出理事(女性)9名(37.5%)、有識者理事(社外役員位置付け)10名(41.7%)、
 常勤理事5名(20.8%)

4) 経営概要 ー組合員の満足と組合員資本価値の最大化をめざす経営ー

①総資産 119億1400万円

②自己資本 91億4000万円 自己資本比率 76.7%(全国1位)

③内部留保比率 20.8%

④05年度出資配当^{※6}0.3%(24年連続実施) 年度末利用割戻し^{※7}0.37%(27年連続実施)

貸借対照表の要旨 2006年3月31日現在(単位:百万円)

損益計算書の要旨(単位:百万円)

2005年4月1日~2006年3月31日

科目(資産の部)	金額	科目(負債の部)	金額
流動資産	4,820	流動負債	2,602
現金及び預金	3,758	固定負債	172
供給未収金	713	負債合計	2,774
商品	159	科目(資本の部)	金額
その他	190	出資金	6,339
固定資産	7,094	法定準備金	1,528
有形固定資産	5,044	任意積立金	953
無形固定資産	266	当期末処分剰余金	320
その他固定資産	1,784	資本合計	9,140
資産合計	11,914	負債及び資本合計	11,914

科目	金額
事業総剰余	4,439
供給剰余 ^{※8}	4,013
共済事業剰余	265
福祉事業剰余	55
その他事業剰余	106
事業経費	4,129
事業剰余金	310
事業外収益	97
事業外損失	3
経常剰余金	404
特別損益	37
税引前特別剰余金	367
法人税等	96
当期剰余金	271
前期繰越剰余金	17
目的積立金取崩	31
当期末処分剰余金	319

II. 福井県内小売流通業界における当生協の位置

1. 県内小売業の状況

1) 県内食品市場のシェア状況

順位	会社名	シェア	本社所在地	事業高
1	バロー	10.4%	岐阜県	1634.6億円
2	平和堂	8.2%	滋賀県	3249.4億円
3	当生協	6.8%	福井県	183.9億円

2) 県内小売動向の基調

長年にわたり県内最大の小売業として君臨してきた地元資本(ユース)が、05年4月県外小売業(バロー)に買収され、県内小売食品シェアの動向は、地元小売業の退潮とより一層の県外小売業のシェア拡大という傾向が顕著となった。

3) その他県内における業態展開

- ①スーパーセンター業態：プラント(県内資本) 事業高 638.0億(単独) 県内4店、今後県外展開
ヤスサキ(県内資本) 事業高 205.5億(単独) 県内9店、石川・福井で展開
- ②ディスカウント業態：ゲンキー(県内資本) 事業高 244.4億(単独) 県内10店、今後県外展開

2. 当生協の対応策

1) コープ北陸^{※14}への結集(今年10周年)

県内小売業の競争激化と組合員の暮らしへの貢献度を高めるために、まずは最低限のスケールメリットの追求、業務の効率化が大きな課題となる。

これへの第1歩として、1996年コープ北陸事業連合(現在事業高300億弱)の設立を行い、その連帯の協同の力によって経済合理性の追及を図っている。

2) 現実の課題

- ①スケールメリットの不足(事業高300億という絶対量の不足)
- ②無店舗事業という事業領域での部分連帯の限界性
- ③コストの2重構造という非効率性

3) 今後の課題

- ①協同組合の独自能力の追及(メンバーシップ性、地域密着性、組合員満足の実現)
- ②組合員の参加・参画活動のより一層の推進
- ③社会的役割の鮮明化

Ⅲ. 当生協がめざす5つの社会的役割 — 組合員の満足と地域社会のために —

1. 長寿県福井の応援団

- 1) 福井県における地産地消の推進 (県内JAの96%以上との提携と個人生産者ネットワーク)
- 2) 福井型食生活^{※9}と食育活動の普及
- 3) 福井の食の安心・安全の推進

2. 働く女性・子育てファミリーの応援団

1) 子育て支援事業の推進

福井県が進める“すみずみ子育てサポート事業^{※10}”を各自治体(4市)を通じて支援を受け、また地域NPOと提携し、現在5ヵ所で展開。

2) 働く女性への両立支援の充実

3. 福井県の消費者自立支援

- 1) 福井県民の42.8%と直結した当生協のコールセンター^{※11}機能を活用した消費者被害相談ダイヤル活動(05.9月より実施)の展開
- 2) 当生協が設立したふくい・くらしの研究所^{※12}を通じて福井県安全環境部(消費生活センター・廃棄物対策課)から受託した3つの受託事業の推進
 - イ) 平成18年度消費者自立及びリーダー育成支援講座
 - ロ) 平成18年度消費生活講師養成講座
 - ハ) 「ごみを出さない地域づくり」推進事業

4. 安心・安全な地域社会づくり支援

1) コープこども110番の取り組みの推進

昨今子どもの痛ましい事件が頻発する状況から、当生協の経営資源(県下17事業所と公用車161台)を活用した地域子ども見守り活動を実施。地域社会の行政をはじめ、学校、PTA、地域自治体、警察の皆様との連携を“リュウピーネット^{※13}”を通じて図り、地域の皆様とともに安心・安全な地域社会づくりを実施。

5. 持続可能な地域社会づくり支援

1) 自然災害ボランティア活動の展開

96年ナホトカ号重油流出事故以来10年の活動の歴史を持ち、福井県との災害物資協定を基軸に展開し、04年福井豪雨においても大きな役割を果たす。

2) 循環方地域社会をめざす環境活動の推進

県内最大のリサイクル活動を始め、県内小売業初のISO14001の取得。そして福井県が提唱した福井県環境ISOネットワークの設立に発起人として参画し、今日まで活動を継続。

地域社会からのご評価(05年度)

① 関西エコ・オフィス大賞受賞

福井県のご推薦をいただき、関西広域連携協議会より表彰

② 福井県経営品質賞知事賞受賞

③ 福井県よりご推薦をいただき、内閣府猪口邦子少子化担当大臣による当生協子育て支援センター“ハーツきっず羽水”をご視察

IV. 当生協の日常活動上の法的制限による支障

1. 員外利用禁止条項による支障

2. 県域制限条項における支障

3. 当生協からの要望

戦後61年を経る中で日本の経済社会のグローバルな変化によってこの福井県においても組合員の暮らし方、生活意識そして生活行動は大きく変わってきています。

生協の地域貢献についてその位置付けを法的に明確にさせていただくことを望みます。それによって生協の閉鎖性が多少なりとも緩和されるものと期待されます。

是非とも福井県の総世帯の40%を越える組合員の日常生活感覚に即した法的措置を心よりお願いいたします。

用語説明

No.	用語	説明
※ 1	共同購入	組合員の隣近所や職場で作った班(グループ)に、商品をまとめて届けるという形態。
※ 2	無店舗事業	共同購入や個人大型班(週1回の定曜日に注文した商品を生協の施設に受け取り、個人で利用する形態)、個人宅配(共同購入や個人大型班では利用できないという組合員の要望により1995年より開始した利用形態。配達手数料は100円で、各家庭の玄関先まで利用商品を届ける)の3つを総称した事業。
※ 3	経常剰余金	一般に言う経常利益。
※ 4	ブロック総代会議	ブロック(組合員のエリア別組織)における最高の議決機関であり、意思形成機関。ブロックで選出された「総代」を中心に構成し、春と秋の年2回開催。主な役割として、①ブロックの年間方針・まとめの決定 ②生協全体方針・まとめへの質問・意見を集約したり、理解を進めることである。
※ 5	積立増資登録	出資金を、①500円 ②1000円 ③2000円 ④3000円 ⑤店舗でのつり銭増資(100円・10円)のいずれかにより選択して毎月積み立てていただく増資システムに登録していただいている組合員。①～④は毎月27日に商品代金とあわせて口座より引き落としとなる。また、⑤は店舗利用時にお預かりする。
※ 6	出資配当	毎事業年度の剰余金について、定款に規定の法定準備金及び積立金を控除した後になお剰余があるときは、その剰余を組合員の利用分量、または、組合員が払い込んだ出資額に応じて組合員に割り戻すことができ、それぞれ「利用割戻し」「出資配当」という。
※ 7	利用割戻し	
※ 8	供給剰余	一般に言う売上総利益。供給は売上、剰余は利益と読み替えられる。
※ 9	福井型食生活	「日本型食生活」をもとに、米を中心とした福井県産農林水産物の食材を組み合わせ、栄養的にバランスのとれた食生活として「福井型食生活推進県民会議」を中心に、行政、消費者、生産者、流通業者、食品産業者、学校等が連携して普及している福井県独自の取り組み。
※10	すみずみ子育てサポート事業	福井県が進める、子育て家庭の負担を軽減する事業。サポートの種類は、①一時保育 ②保育所、幼稚園等への送迎 ③生活支援(家事のお世話など)があり補助の対象となる利用時間は8時間。また、保険料について県が一定の範囲内で全額補助している。当生協の子育て支援施設“ハーツきっず”が事業の指定事業所となっている。
※11	コールセンター	主に無店舗配送に関するご連絡や当生協への意見要望、問い合わせ、クレームなどをフリーダイヤルで受ける窓口。1月1日・2日を除いて稼働し、受付時間も8:00～21:00としている。
※12	ふくい・くらしの研究所	「食」「環境」「福祉」「物価」「文化」など幅広い『くらし』をテーマに、県民に役立つための具体的な研究活動を実践する目的で1995年に福井県民生協が中心に設立。1997年に社団法人格を取得。地域のくらしに役立つ研究機関として、生活者の視点に立った事業を進めている。
※13	リュウピーネット	福井県民の被害防止や自主防犯活動に役立てるために、警察から「地域における安全情報」を県民にメールで提供。主な内容は、犯罪情報、子どもを犯罪から守る情報、交通安全情報、振り込め詐欺・悪質商法・インターネット詐欺に係る情報など。県民生協の配送担当者の所持する携帯電話を全て登録し、配送エリアの情報をタイムリーに把握し、目配りを出来るようにしている。
※14	コープ北陸	生活協同組合連合会 コープ北陸事業連合。1995年に設立。無店舗事業中心にコープ商品の共同開発・企画・仕入をスタート。現在北陸3県3生協(富山県生協、コープいしかわ、当生協)が加盟。

<当生協の日常活動上の法的制限による支障の具体的事例>

1. 員外利用禁止条項による支障の具体的事例

1) 購買事業共通ケース

近年、当生協の県民加入率の高まりと共に、多数の組合員の声として出されている「学校給食・幼稚園・保育所・介護福祉施設等」の皆様からの生協取扱い商品の需要に対して対応が出来ない事への不満が数多く出されている。これは、生協事業の今後の発展にとっては、大きな障害となっています。

2) 無店舗事業ケース

原子力関連産業など短期的な就業等様々な理由により正規の生協加入が出来ない方が、生協取扱い商品を手に入る為に、ご近所や友人・知人の組合員に委託して代理購買をしているケースは多数実在し、これも利用の自由な促進からは支障をきたしています。(当生協で利用組合員の3~5%と推定されます)

3) 店舗事業ケース(新店オープン時のケース)

新店オープン時には、約6ヵ月前から店舗周辺の1~2次商圏内の非組合員に加入お誘い活動を展開します。しかし、大きな障害が存在します。それが、員外利用禁止条項です。

生協の商品利用は、出資金を支払った加入後でなければ商品のお試し利用が出来ません。その為にこれから新店を通じて供給する商品群についてお試し利用による他店商品との比較購買や実際の商品利用(試行的使用・試食他)が出来ないという、非組合員にとっては決定的なハードルが存在します。

生協の競争店は、自由に商品購入が出来るが、生協は出資金を支払ってからでなければ商品利用が出来ない事実は、組合員・非組合員の今日的日常感覚からは理解しにくい現実があります。

しかもこのハードルを越えて加入された方も、諸事情の為に脱退する時には、年度末まで出資金返還を待たなければなりません。これは、生協加入にとって大きな障害と言わざるを得ません。この為に生協は、このハードルの克服の為に、一般小売業とは比較にならない程莫大なコストと労力を尽くしています。

4) 地域貢献活動におけるケース

地域貢献活動については、行政の支援を受けて行うこととなる場合もありますが、その場合には当然のこととして全ての県民を対象とせざるを得なくなり、員外利用禁止条項による支障が生じ、実施できなくなるという支障があります。

2. 県域制限条項における支障の具体的事例

1) 無店舗事業ケース

現在、嶺南(敦賀市・おおい・高浜町)・あわら市の県境での無店舗事業の県境を越えた配送はありませんが、職場などの福井県以外の組合員の利用は数人存在します。

2) 店舗事業ケース

03年ハーツつるがオープン当初より、第1次生活圏が敦賀市にある滋賀県(湖北地方)在住の方も多数来店され、また、組合員への加入希望者もあったが、この県域制限条項の関係でお断りしていたのが状況です。

